明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○在勤基本手当の月額の調整に関する規則を廃止する省令（外務一）　一
○住居手当の支給に関する規則の一部を改正する省令（同二）　二
○子女教育手当の支給に関する規則の一部を改正する省令（同三）　二
○野菜生産出荷安定法施行規則及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産五）　四
〔告　示〕
○連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件（金融庁一二）　七
○国民年金法施行令第七条及び第八条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める国民年金の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額の一部を改正する件（厚生労働三七）　七
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件（同三八）　七
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第十二条第一項第一号イ(1)の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器の一部を改正する件（同三九）　七
○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和六管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産二八二）　七
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（国土交通一二四、一二五）　七
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　七
地方公共団体
行旅死亡人関係　七
会社その他
会社決算公告　七

省令

○外務省令第一号

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号）第二条の施行に伴い、在勤基本手当の月額の調整に関する規則を廃止する省令を次のように定める。

令和七年二月二十六日

外務大臣　岩屋　毅

在勤基本手当の月額の調整に関する規則を廃止する省令

在勤基本手当の月額の調整に関する規則（令和三年外務省令第五号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和七年四月一日から施行する。

（行政職俸給表㈠の八級以上の在外職員に係る調整）

第二条　職務の級（一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表㈠に定める職務の級をいう。以下同じ。）が八級以上の在外公館に勤務する外務公務員（以下「在外職員」という。）であって、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている配偶者を伴うものに支給する在勤基本手当の月額については、令和八年三月三十一日までの間、当該在外職員に適用される在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令（昭和四十九年政令第百七十九号。以下「政令」という。）の別表第一に定める額から二千五百円を減じた額を指定換算率（在勤基本手当の支給に関する規則（令和六年外務省令第五号）第一条に規定する換算率をいう。以下同じ。）により外国通貨に換算した額（外務大臣が特に必要があると認める在外職員に係る当該月額については、政令の別表第一に定める額から二千五百円を減じた額）とする。

2　前項に規定する在外職員が在外公館の長の事務の代理をする場合（当該代理期間が六十日未満のときを除く。以下同じ。）の前項の適用については、同項中「二千五百円」とあるのは「二千二百七十二円」とする。

（配偶者手当の支給期間が一月に満たない場合の調整）

第三条　在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律第四条第二項に規定する在勤手当の計算期間において、前条に規定する在外職員に係る配偶者手当の支給期間が一月に満たない場合は、前条の政令の別表第一に定める額から減じる額は、当該計算期間における当該在外職員の在勤基本手当の支給期間の現日数を基礎として日割により計算した額とする。

○外務省令第二号

住居手当の支給に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年二月二十六日

外務大臣　岩屋　毅

住居手当の支給に関する規則の一部を改正する省令

住居手当の支給に関する規則（昭和四十四年外務省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（住居手当の計算方法）	（住居手当の計算方法）
第九条　在外職員が赴任又は転勤のため新在勤地に到着した場合において、国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）第十三条に規定する着後滞在費の支給を受ける場合の住居手当は、着	**第九条**　在外職員が赴任又は転勤のため新在勤地に到着した場合において、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）第三十七条に規定する日当定額の十日分及び宿泊料定額の十夜分に相当